

公衆用道路等に面する 危険ブロック塀等撤去及び築造の 補助金制度が創設されました！

1 危険ブロック塀等撤去補助金

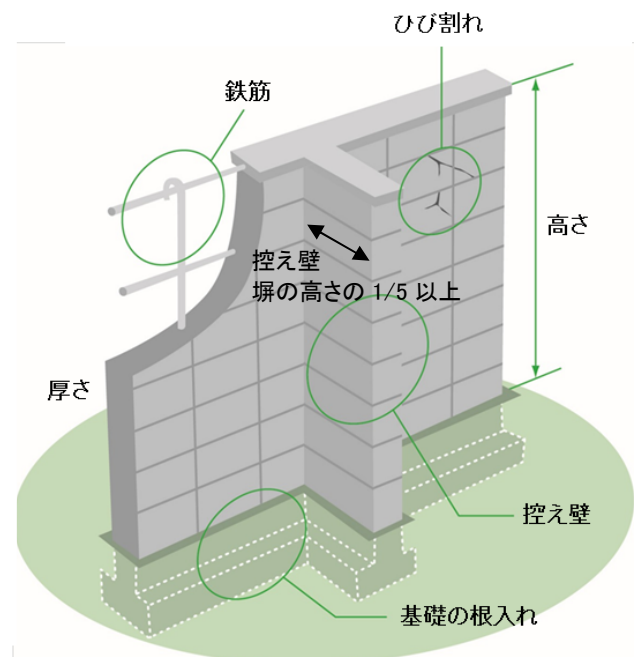
道路に面した高さ 80cm 以上の塀又は門柱（ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀）で、下記の点検項目のうち “ひとつでも” 該当しないものがあれば補助金の対象となります。

◆ブロック塀の点検項目

- 1 塀の高さは地盤から 2.2m 以下
- 2 塀の厚さは 10cm 以上
(塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上)
- 3 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある (塀の高さが 1.2m 超の場合)
- 4 コンクリートの基礎がある
- 5 塀に傾き、ひび割れはない
- 6 塀の中に適切な鉄筋が配筋されている
(専門家のチェックが必要)
- 7 基礎の根入れ深さは 30cm 以上
(塀の高さが 1.2m 超えの場合)

◆組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の 塀の点検項目

- 1 塀の高さは地盤から 1.2m 以下
- 2 塀の厚さは十分（10cm 以上）
- 3 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
- 4 基礎がある
- 5 塀に傾き、ひび割れはない
- 6 基礎の根入れ深さは 20cm 以上



◆万年塀の点検項目

- 1 塀に傾き、ひび割れはない

危険ブロック塀等撤去工事の補助対象となるもの

- 上記点検項目で不適合のある危険ブロック塀等の撤去工事で、その処理処分まで行うもの
- 公衆用道路などに面するブロック塀等（隣地境界にある塀等は除く）
- 市内業者によるもの
- 同一敷地の申請は 1 回までとする

危険ブロック塀等撤去工事の補助対象とならないもの

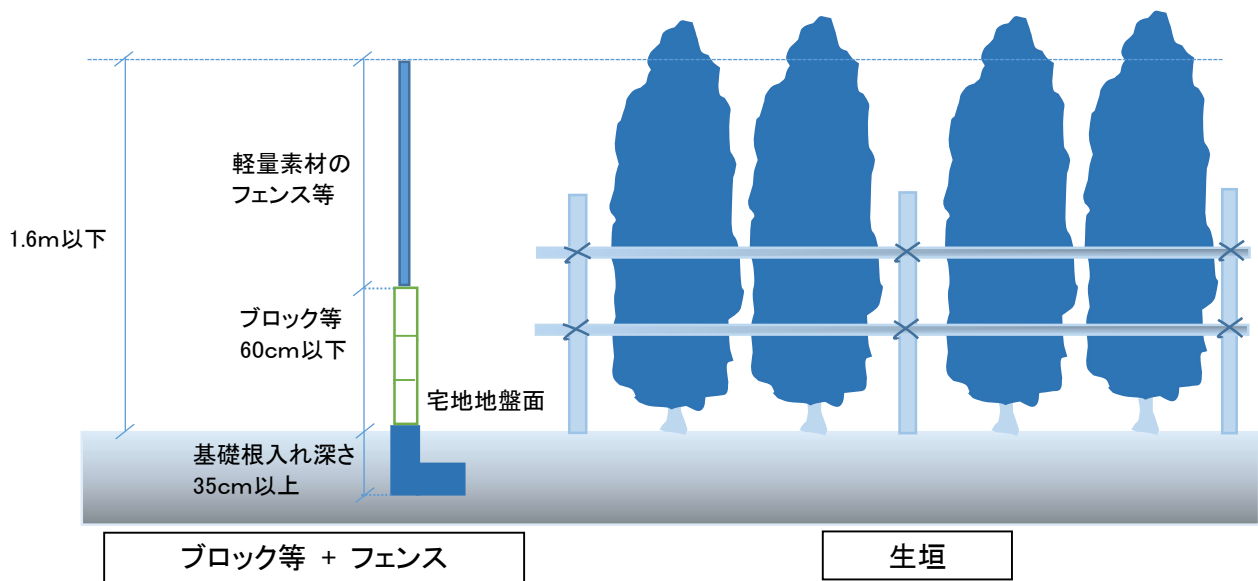
- × 市の交付決定を受ける前に工事着手したもの
- × 販売を目的とした整地や開発行為等に伴うもの
- × ブロック塀の部分的な除却等の改修工事
- × 建築基準法第 42 条第 2 項道路の後退違反など、明らかに建築基準法違反があるもの

2 フェンス等築造補助金

危険ブロック塀等を撤去したのちに、上尾市地区計画に準じた仕様で、下記いずれかのフェンス等を築造する際に補助金がでます。

1. 適法な軽量素材のフェンス等（原則高さ 1.6m まで）
2. 適法な原則高さ 60 cm 以下のブロック塀や石積で、適切に鉄筋が配置され、基礎の根入れ深さは原則 35cm 以上のもの（その上にフェンス等を設置する場合は全体の高さが 1.6m まで）
3. 生垣（道路側に枝等が出ないように保全するもの）

※危険ブロック塀等は撤去済で、これからフェンス等を築造する場合、本補助金の利用はできません。



3 補助金額

事業	補助の内容	補助額の上限
ブロック塀等撤去	1m ² あたり 7,000 円または工事額のうち少ない額	20 万円
フェンス等築造	1m あたり 15,000 円または工事額の 1/2 のうち少ない額	20 万円

注) 補助金をご利用する際には、その他いくつかの要件がありますので、まずは **“着手前”** にご相談を！

上尾市都市整備部建築安全課

〒362-8501 上尾市本町3-1-1
電話：048-775-8490（直通）
FAX：048-775-9906
メール：s358000@city.ageo.lg.jp

